

平成 26 年 9 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 ブイキューブ
代 表 者 名 代表取締役社長 間下 直晃
(コード番号：3681 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役 C F O 大川 成儀
(TEL. 03-5768-3111)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 9 月 11 日の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社または当社関係会社の役員または従業員に対し、下記のとおり、新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社または当社関係会社の役員または従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものがあります。

なお、本新株予約権の権利行使の条件として、現状に比べ相当程度高い利益目標の達成を盛り込んでおり、当社または当社関係会社の役員または従業員の中期の利益水準に対するコミットメントを一層強めることを目的としております。

また、本新株予約権が全て行使された場合、発行決議日現在の発行済株式総数の 4,574,500 株に対し最大で約 4.4%の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権は、予め定める利益目標の達成が行使条件であり、その目標が達成されることは、当社グループの企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社ブイキューブ 第 13 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）

2. 新株予約権の総数

2,000 個

本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の種類及び総数は、当社普通株式 200,000 株とし、下記 4. (1) により付与株式数（下記 4. (1) において定義する。）が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の総数を乗じた数とする。

なお、上記総数は割当予定数であり、割当予定数に対する申込みの総数が上記総数に達しない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する本新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は、2,000 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下、「プルータス」という。）が、取締役会

決議前取引日の東京証券取引所における当社株価の終値 4,020 円/株、株価変動性 61.20%、配当利回り 0%、無リスク利率 0.175%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 4,020 円/株、満期までの期間 5.5 年、業績条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。そして、当該金額は、プルータスが算出した結果と同額である。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100 株とする。

ただし、付与株式数は、本新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。なお、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併または会社分割その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより発行される当社普通株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 4,020 円とする。

なお、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の

結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権は、平成27年12月期から平成28年12月期のいずれかの期の当社の有価証券報告書記載の連結損益計算書におけるのれん償却前営業利益（営業利益とのれん償却費の合計額）が下記（i）乃至（ii）に掲げる各金額を超過した場合、本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ下記（i）乃至（ii）に定められた割合までの個数を行使することが可能となる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

（i）1,300百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の50%まで

（ii）1,500百万円を超過した場合、全ての本新株予約権

- ② 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定める関連会社をいう。）の役員または従業員であることを要する。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案について当社株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には当社取締役会の承認）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- ② 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(8) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記4.（1）に準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件

等を勘案のうえ、上記4.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4.（8）③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記4.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.（3）に定める行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4.（4）に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ その他新株予約権の行使の条件

上記4.（6）に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得事由及び条件

上記4.（7）に準じて決定する。

⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(9) 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

5. 新株予約権の割当日

平成26年10月15日

6. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成26年10月9日

7. 申込期日

平成26年10月3日

8. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	7名	580個
当社執行役員及び従業員	48名	1,000個
当社子会社及び当社関連会社の役員	8名	420個

以 上